

# アスベスト除去作業チェックリスト 2/2

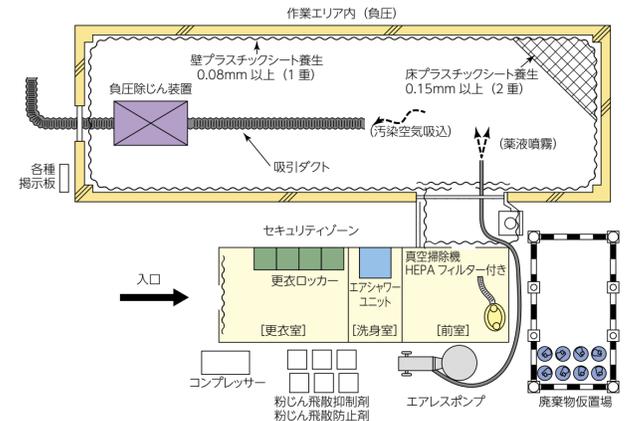
作業所での実施事項	確認	関係法令・備考
<b>アスベスト建材(レベル1・2)除去作業</b>		
<b>【除去作業の準備】</b>		
作業エリアの作業前事前清掃(HEPAフィルター付き真空掃除機)		石綿則第30条
壁・床面の養生		大気汚染防止法第18条の14
既設物・照明器具・調度品・什器備品等の養生		大気汚染防止法第18条の14
足場等の組み立て		安衛則第518条～第529条
作業場所の隔離措置		石綿則第6条
セキュリティゾーン(前室、洗身室、更衣室)の設置		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
HEPAフィルタ付集じん・排気装置の設置及び動作確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
作業場所及び前室の負圧化、負圧の確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
排気気流・漏洩の有無の確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
作業前粉じん濃度測定(敷地境界、作業場所)		粉じん濃度測定については都道府県の条例を確認すること
帳簿の備え付け		廃棄物処理法第12条の2第14項
<b>【除去作業】</b>		
保護衣・呼吸用保護具・安全带・保護帽などの使用		石綿則第14条 隔離空間での吹付け材の除去作業の場合、電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上のものに限る 基安化発00912第1号(平成26年9月12日) 日本工業規格JIS T 8115の浮遊固体粉じん防護用密閉服(タイプ5)同等品以上のものであることを確認(レベル1・2)
飛散抑制剤の吹付けと含浸確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第13条
石綿の除去作業中の墜落・転落・感電防止措置の確認		安衛則第330条・第333条・第518条～第529条
作業中粉じん濃度測定(敷地境界、セキュリティゾーン前、負圧除じん装置排気口付近)		労働省告示第46号(昭和51年4月22日)作業環境測定基準 労働省告示第79号(昭和63年9月1日)作業環境評価基準 基安発03331017号(平成17年3月31日)屋外環境測定 石綿則第36条 36条は常時取り扱い屋内作業所に対する規定であるが、法規定ではなくても、簡易式でも実施することは原則の本旨に沿うものである ※東京都などは条例を制定
除去した石綿の2重袋詰め・結束(専用袋)		石綿則第13条 廃棄物処理法第12条の2第2項、廃棄物処理法施行令第6条の5第1項 固型化、その他飛散防止の措置を講じ、2重袋詰め
養生シート面(床面・壁面・足場上等)の飛散防止剤の吹付け、空中散布		大気汚染防止法第18条の14
養生シート面の清掃(HEPAフィルター付き真空掃除機)		大気汚染防止法第18条の14
廃石綿の適正保管状況の確認・管理		石綿則第32条、廃棄物処理法第12条の2第2項
<b>【後始末作業】</b>		
隔離解除前の粉じん確認(作業場所)		大気汚染防止法第18条の14
養生シートの撤去と2重袋詰め・結束(専用袋)		大気汚染防止法第18条の14、除去 廃棄物処理法第12条の2第2項、廃棄物処理法施行令第6条の5第1項 固型化、その他飛散防止の措置を講じ、2重袋詰め
仕上げ清掃(HEPAフィルター付き真空掃除機)		大気汚染防止法第18条の14
作業完了後粉じん濃度測定(敷地境界、作業場所)		粉じん濃度測定については都道府県の条例を確認すること
<b>【産業廃棄物搬出作業】</b>		
積み込み搬出(特別管理産業廃棄物)		廃棄物処理法第12条の2第1項
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理		廃棄物処理法第12条の3
廃石綿(特別管理産業廃棄物)の処理		廃棄物処理法第12条の2第1項
<b>アスベスト建材(レベル3)除去作業</b>		
<b>【除去作業】</b>		
作業衣・呼吸用保護具・安全带・保護帽などの使用		石綿則第14条
除去部材への湿潤化		石綿則第13条
石綿含有建材の除去		基安化発1117第2号(平成27年11月17日) 原則、手ばらしで、破砕・切断等を伴わない方法で行う
石綿含有建材除去作業中の墜落・転落・感電防止措置		安衛則第330条・第333条・第518条～529条
石綿含有建材の集積・結束・適正保管		石綿則第32条、廃棄物処理法第12条第2項
<b>【産業廃棄物搬出作業】</b>		
積み込み搬出(石綿含有建材の産業廃棄物)		廃棄物処理法第12条第1項
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理		廃棄物処理法第12条の3
<b>工事完了・事後処理</b>		
<b>【報告・保存】</b>		
再資源化等完了報告の作成・報告・保存(元請→発注者)		建設リサイクル法第18条
石綿使用建築物に係る解体撤去工事報告書提出		都道府県条例(完了後) レベル1・2が対象であるが、レベル3は条例により提出の必要な場合がある
作業記録の保存(40年間)		石綿則第35条

注:「石綿」の正式名称は「いしわた」である。建設工事作業所では「せきめん」「アスベスト」とも呼称されており、本シートではそれらの呼称を、慣習的に混在して表記した。それらはいずれも正式名称「いしわた」を示すものである。

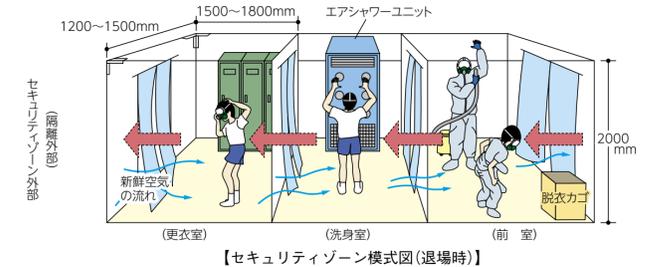
安衛法…労働安全衛生法  
安衛則…労働安全衛生規則  
石綿則…石綿障害予防規則

廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
建設リサイクル法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

## ■作業場と前室(セキュリティゾーン)の配置■



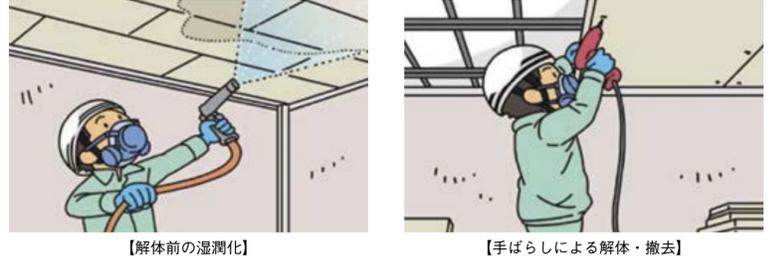
## ■前室(セキュリティゾーン)■



## ■レベル1・2除去作業■



## ■アスベスト建材(レベル3)除去作業■



## ■環境測定■

